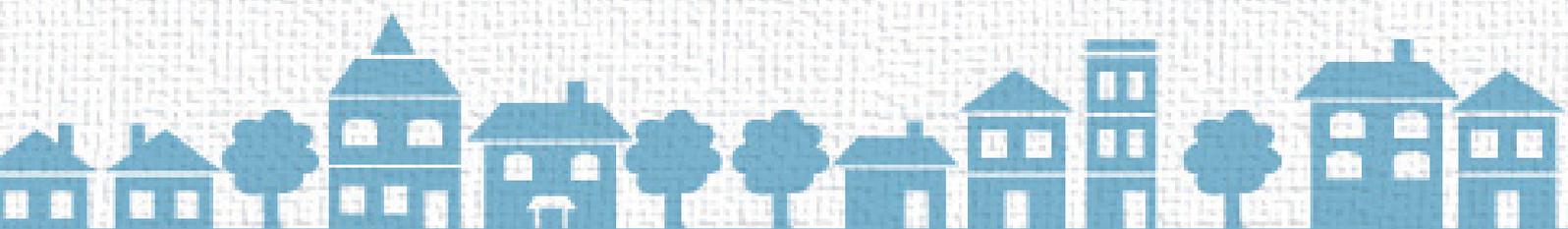


宇都宮市一般廃棄物処理基本計画 概要版

令和3年3月
宇都宮市



基本的事項

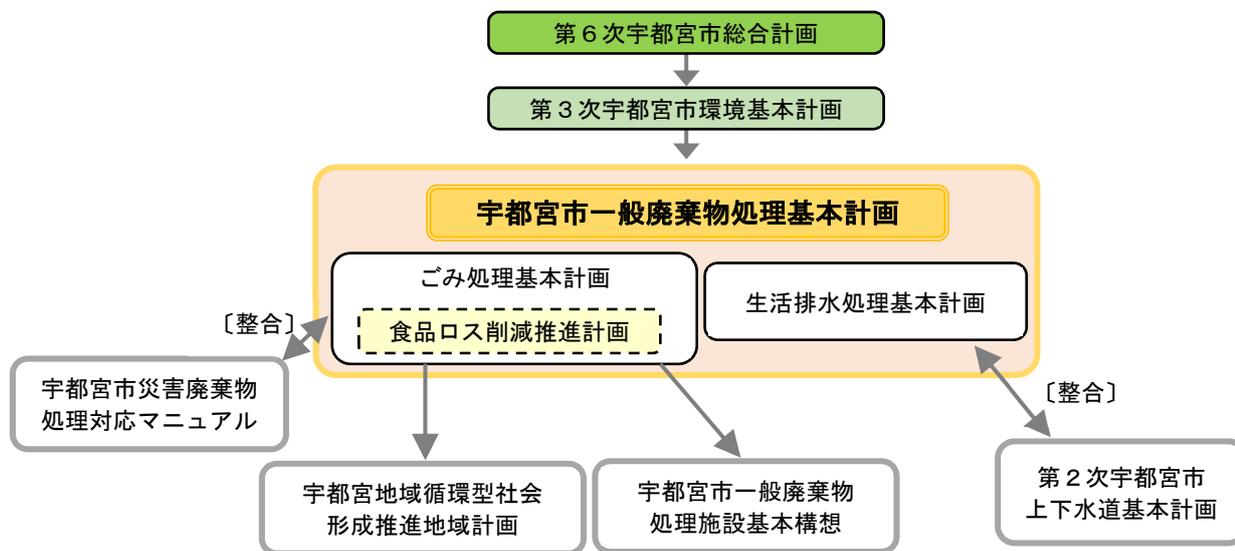
計画の目的

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づき、15か年を計画期間とする「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、5年ごとに改定を行っており、これまで、平成28年3月に策定した計画に基づき、ごみと生活排水の適正処理、3R施策の実施等によるごみの減量化・資源化を進めてきたところです。

このような中、食品ロスやプラスチックごみなどの環境問題への関心の高まりや、生活排水処理施設の老朽化など、一般廃棄物を取り巻く環境は大きく変化しており、循環型社会の形成や良好な水環境の確保に向けて、これまでの取組の更なる推進をするとともに、廃棄物を取り巻く新たな課題にも対応するため、長期的な視点から計画を改定します。

計画の位置づけ

本計画は、「第6次宇都宮市総合計画」や環境全般の指針となる「第3次宇都宮市環境基本計画」を上位計画として、これらの計画及びその他関連計画と整合を図るとともに、SDGsのゴール「12 つくる責任つかう責任」や「6 安全な水とトイレを世界中に」などの達成に貢献する計画です。



【本計画と関係が深いSDGsのゴール】

- ゴール 6 安全な水とトイレを世界中に
- ゴール 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- ゴール 11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール 12 つくる責任 つかう責任
- ゴール 13 気候変動に具体的な対策を
- ゴール 14 海の豊かさを守ろう
- ゴール 15 陸の豊かさも守ろう

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



計画期間

本計画は、令和3年度から令和17年度までの15か年を計画期間とし、ごみ排出量の推移、施策の効果、社会情勢の変化等を踏まえ5年ごとに改定を行います。

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
目標等設定	基準年度	計画改定期間	計画期間														
			計画開始年度				短期目標年度						中期目標年度				

推進体制

本計画の実効性を高めるため、一般廃棄物処理実施計画（年次計画）を策定し、「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画推進委員会」（庁内組織）や「宇都宮市廃棄物減量等推進審議会」において、前年度の取組状況の点検・評価を行い、着実に計画を推進していきます。また、広報紙等により、施策の取組状況や、ごみや生活排水に関する情報等を定期的に提供し、意識啓発を行います。

一般廃棄物処理基本計画推進委員会

- ・計画に基づく施策・事業の総合調整
- ・進捗状況や目標の達成状況の把握、点検・評価

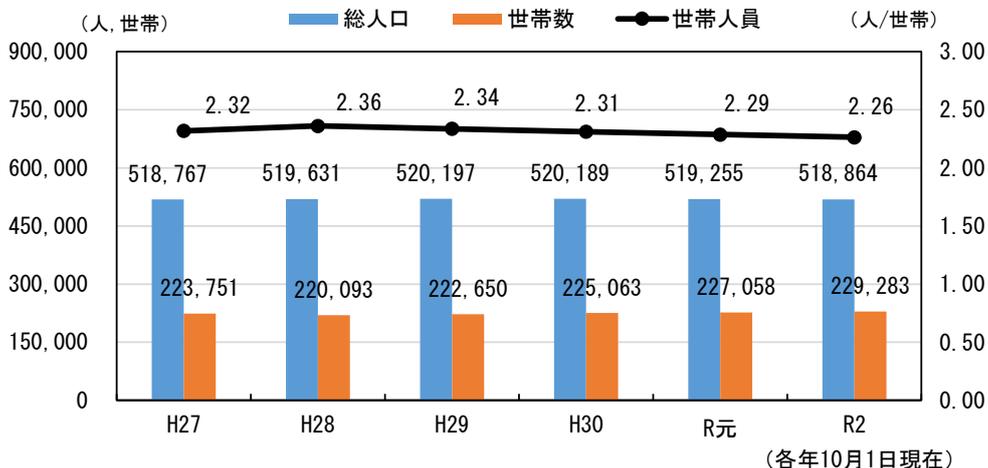
廃棄物減量等推進審議会

- ・計画の進捗状況等の点検・評価
- ・意見や提言、計画の見直し等に係る審議及び答申

本市の概況

本市は、栃木県の中央部に位置しており、人口は平成29年の約52万人をピークに減少に転じていますが、世帯数は過去5年間で5,532世帯（2.5%）増加しています。

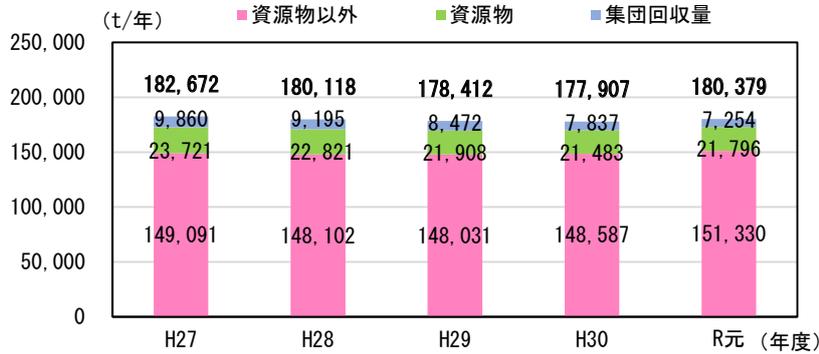
産業別に売上高を見ると、1位は卸売業・小売業、2位の製造業、3位の医療・福祉が上位で、これらが7割を占めています。



現状と課題

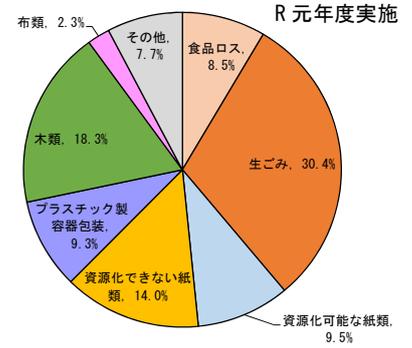
ごみの現状

資源とごみの排出量の推移（家庭系+事業系）



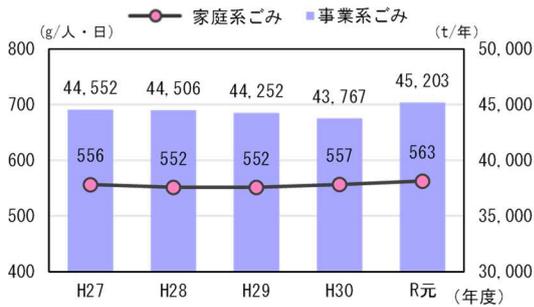
- 本市におけるごみ排出量全体としては減少していましたが、令和元年度はやや増加しています。消費増税前の買い替え需要や台風第19号の災害ごみによる影響が考えられます。
- 平成27年度から、資源物の量と集団回収量は減少しています。

家庭系焼却ごみの組成分析結果



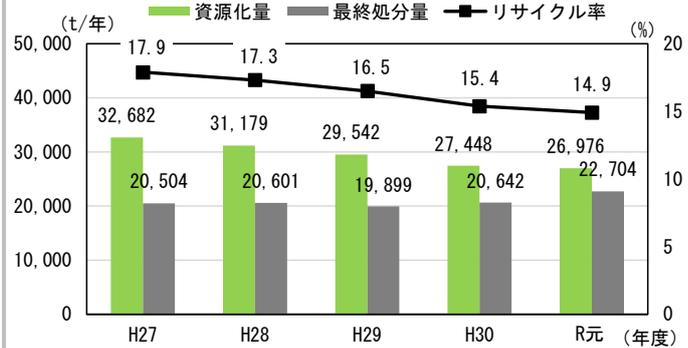
- 食品ロス（8.5%）のほか、資源化可能な紙類（9.5%）、プラスチック製容器包装（9.3%）も混入しています。

一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物除く）、事業系ごみ排出量



- 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物以外）は、ほぼ横ばいの状態が続いています。
- 事業系ごみは、減少傾向にあります。

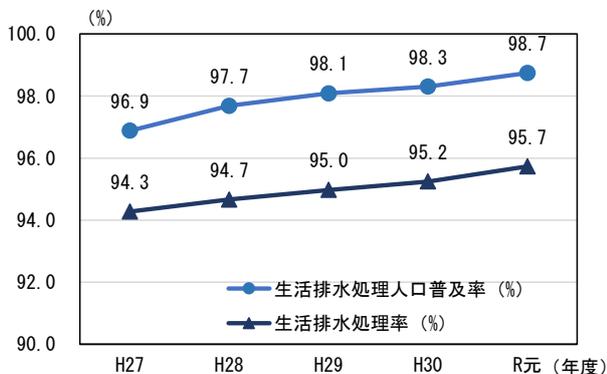
資源化量・最終処分量



- 資源化量は減少しており、資源化率も年々低下しています。
- 最終処分量は、横ばいで推移しています。

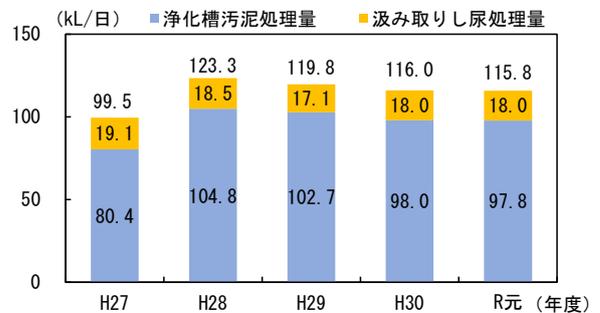
生活排水の現状

生活排水処理人口普及率と生活排水処理率



- 生活排水処理人口普及率は、公共下水道の整備が進んだことなどにより98.7%となっています。
- 生活排水処理率は、公共下水道への接続が進んだことなどにより95.7%に上昇しています。

し尿・浄化槽汚泥処理量の推移



- 浄化槽汚泥は、汚泥処理体制変更に伴う増加（平成28年度）以降、公共下水道への接続等が進んだことにより減少しています。
- し尿は、公共下水道、農業集落排水処理施設への接続や、合併処理浄化槽への転換により減少しています。

課題

し
み

家庭系ごみ

- ・ プラ製容器包装など、正しい分別に関する周知啓発が必要
- ・ 食品ロスなどの発生抑制・再使用に関する取組の強化が必要
- ・ 情報が行き届きにくい世帯などターゲットを捉えた周知啓発が必要

事業系ごみ

- ・ さらなる適正処理の推進が必要
- ・ 費用対効果を踏まえた事業者主体の資源化施策の検討が必要

資源化量

- ・ 正しい分別に関する周知啓発が必要
- ・ 市域における資源化量を把握し、状況を確認していくことが必要

最終処分

- ・ 計画的な最終処分の実施や処分場の適切な維持管理の確保が必要

その他

- ・ SDGs の達成や、持続可能な循環型社会の形成に向け、世界的な課題である食品ロス問題や海洋プラスチックごみ問題への対応が必要

生活排水処理施設の整備

- ・ 公共下水道の計画的な整備や合併処理浄化槽の設置促進が必要
- ・ より効果的な合併処理浄化槽への転換促進策の実施が必要

生活排水処理施設への接続

- ・ さらなる処理率向上を目指し、接続への理解が得られるよう戸別訪問の実施や市民の意識向上に向けた周知啓発などにより、引き続き、接続促進に係る取組が必要

生活排水処理施設の適正管理

- ・ 公共用水域の水質保全に向けた取組の継続が重要
- ・ 集合処理施設については、効率的な維持管理を推進するため、生活排水処理施設の統廃合や機能保全に向けた取組が必要
- ・ 個別処理施設については、浄化槽の法定水質検査の認知度が約6割と低いため、受検率のさらなる向上に向け、適正な維持管理指導の継続実施が必要

し尿・浄化槽汚泥の適正管理

- ・ し尿・浄化槽汚泥量の減少を踏まえながら、適正かつ安定した収集運搬体制や最終処分体制の継続が必要
- ・ 中間処理体制については、川田水再生センターにおける一体処理の開始後においても、受入施設を適正に維持管理し、安定した処理の継続が必要

生
活
排
水

基本理念

市民・事業者・行政がそれぞれ主体となって、
持続可能な循環型社会を形成します。

少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化や社会情勢の目まぐるしい変化が想定される中、「低炭素社会」「自然共生社会」にも配慮した循環型社会を構築するためには、市民・事業者・行政が主体的にそれぞれの役割を果たし、協働により様々な取組を進めていく必要があります。

基本方針

1 発生抑制・再使用の促進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して、ごみを出さない意識や「もったいない」のこころの醸成のための普及啓発を図り、ごみの発生抑制・再使用の取組を促進します。

2 資源循環利用の推進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して、再生利用に取り組みやすい仕組みをつくり、環境負荷にも配慮しつつ、ごみの減量化・資源化を推進していきます。

3 適正な処理の推進

中間処理・最終処分の各段階で、資源化を含めた適正な処理を行います。収集・処分体制については、環境負荷の低減や費用対効果に配慮し、安全で安定した適正処理を継続して行います。

[基本指標 1] 一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）



[基本指標 2] 事業系ごみ排出量（資源物以外）



[基本指標 3] 最終処分量（埋立量）



※令和元年度については、台風第19号による災害廃棄物を除いた量

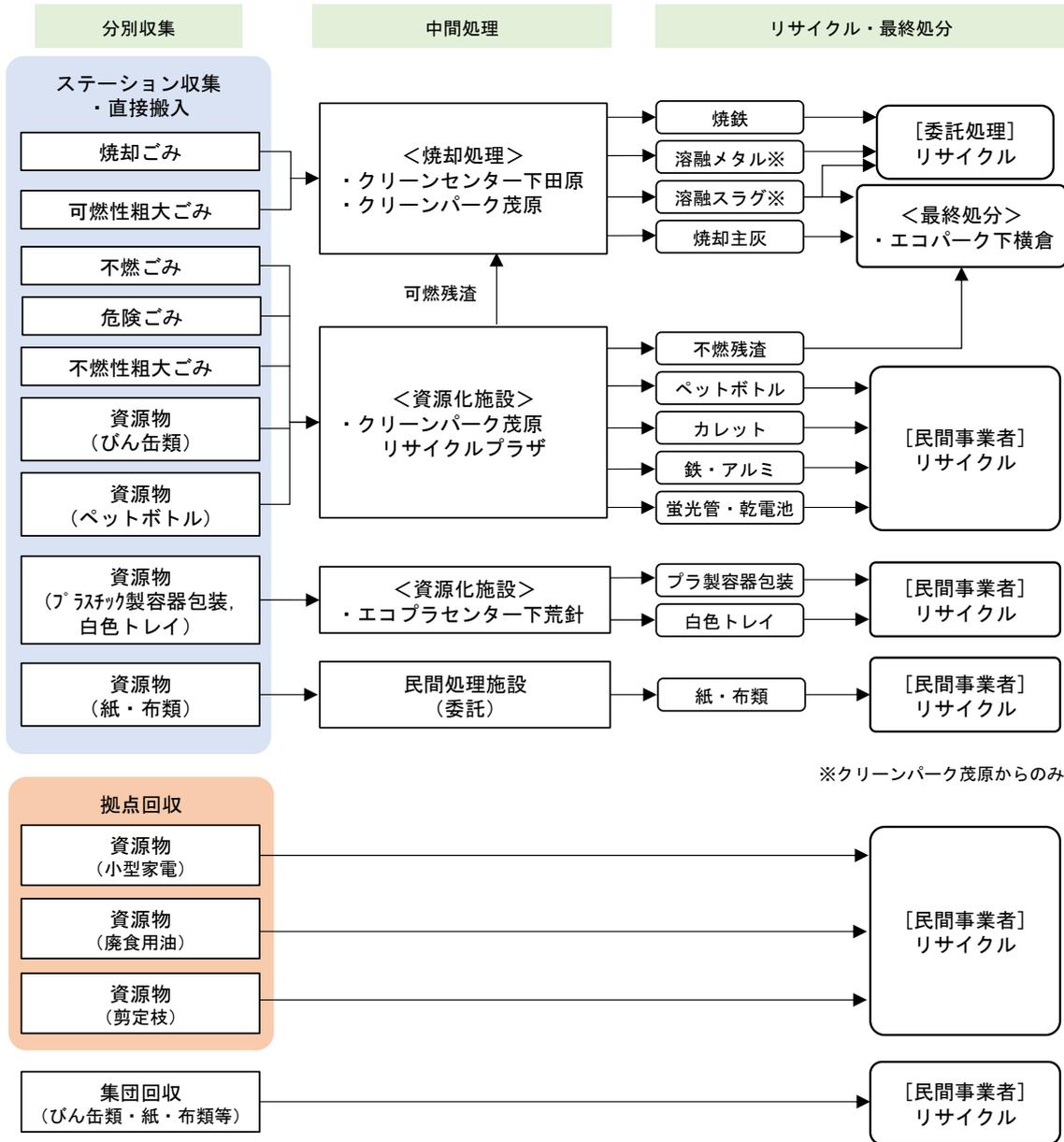
【参考】市域における資源化状況確認項目

対象：行政回収及び集団回収による資源化量と市内許可事業者*における資源化量の合計

現状値（令和元年度）：29,911 t/年

※市内許可業者における資源化量は、一般廃棄物許可事業者による市への報告から実績を把握

ごみ処理体制



各施設の位置



施策体系

3つの基本指標の達成を目指し、3つの基本方針のもと、7つの基本施策を展開します。

また、廃棄物の新たな課題に対応するため、本計画と関連する施策事業で構成する「資源循環プロジェクト」を設定します。

	基本施策	施策事業	拡充内容と取組指標
【基本方針1】発生抑制・再使用の促進	【1-1】普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> もったいない運動との連携 分別強化推進 環境教育の推進 家庭系生ごみの減量化の推進 きれいなまちづくりの推進 	<p>拡充・重点</p> <ul style="list-style-type: none"> 分別冊子、アプリ対応言語増 集合住宅等への周知の強化 AI自動応答サービスの導入 <p>ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数</p> <p>現状値(R元)：26,463件 目標値(R7)：51,000件</p>
	【1-2】発生抑制の促進	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロス削減の推進 家庭ごみ有料化の調査・研究 プラスチックごみの発生抑制の推進 	<p>新規・重点</p> <ul style="list-style-type: none"> フードドライブの通年実施 <p>新規・重点</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT活用による周知方法の検討 <p>市が実施したフードドライブの参加者数</p> <p>現状値(R元)：121人/年 目標値(R7)：400人/年</p>
	【1-3】再使用の促進	<ul style="list-style-type: none"> リユース品の利用促進 粗大ごみの再生品販売 	
【基本方針2】資源循環利用の推進	【2-1】資源循環利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 拠点回収事業による資源化の推進 公共施設における資源化の推進 新たな資源循環利用の推進 	<p>拡充・重点</p> <ul style="list-style-type: none"> クリーンセンター下田原およびクリーンパーク茂原の2拠点回収における剪定枝資源化事業の通年実施 <p>市が主体となって取り組む廃棄物系バイオマスの資源化量</p> <p>現状値(R元)：514t 目標値(R7)：1,500t</p>
	【2-2】市民・事業者主体による資源化の促進	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル推進員活動支援の推進 エコショップ等の普及促進 資源物集団回収の推進 事業系ごみの減量化・資源化の促進 	<p>拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT活用による周知方法の検討 <p>市民から依頼のあった分別講習会と出前講座の開催回数</p> <p>現状値(R元)：67回/年 目標値(R7)：70回以上</p> <p>拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業系生ごみ処理機導入費補助制度の検討
【基本方針3】適正な処理の推進	【3-1】適正な収集・処分体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ごみステーションの維持管理への支援 適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制の確保 適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理 災害廃棄物の適正処理に向けた対応 	<p>拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 検証を踏まえたマニュアルの修正及び更なる実効性の確保に向けた体制整備 <p>行政収集及び工場への搬入予定日数に対して、安定的かつ適正に行政収集及び受入れを行った日数の割合</p> <p>現状値(R元)：100% 目標値(R7)：100%を維持</p>
	【3-2】適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみの適正処理の推進 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進 	<p>拡充・重点</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸別訪問指導対象を中規模事業者に拡大 <p>事業所への戸別訪問指導の実施率(適正処理の指導を行っている大・中規模事業所の訪問指導件数の実施率)</p> <p>現状値(R元)：100% 目標値(R7)：100%を維持</p>

資源循環プロジェクト

「環境未来都市うつつのみや」やSDGsの達成に向け、廃棄物の新たな課題に対応するため、「資源循環プロジェクト」を設定し、様々な分野において取組を推進します。

Project1 食品ロス削減 プロジェクト 【宇都宮市食品ロス削減推進計画】

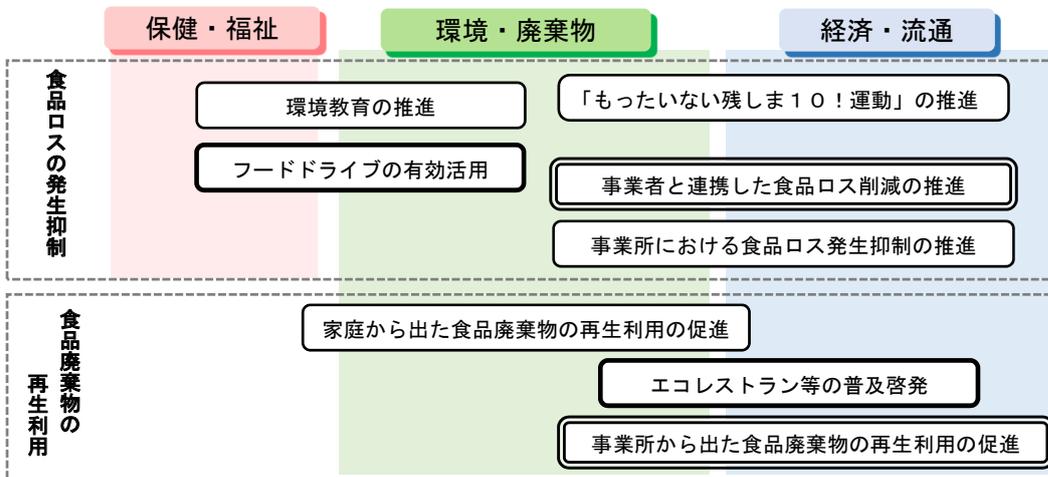


取組の方向性

一般廃棄物処理基本計画の基本方針から関連する施策を位置付けるとともに、関連計画との調和を図ることにより、食品ロスの発生抑制及び食品廃棄物の再生利用等に向けた取組を効果的・効率的に推進する。

指標

市が実施したフードドライブの参加者数
121人/年【R元】 ⇒ 400人/年【R7】

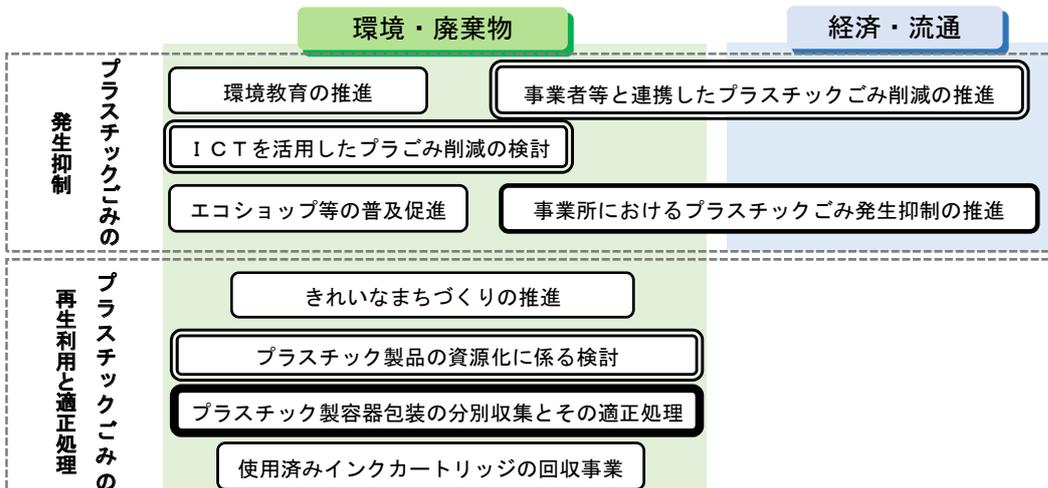


Project2 プラスチック・スマート プロジェクト (海洋プラスチックごみ対策の推進)



取組の方向性

一般廃棄物処理基本計画の基本方針から関連する施策を位置付けるとともに、関連計画との調和を図ることにより、海洋プラスチックごみの発生抑制や再生利用・適正処理に向けた取組を効果的・効率的に推進する。



凡例

継続

拡充

新規

生活排水処理基本計画

基本理念

良好な水環境が確保され、
快適に暮らせるまちを目指します。

今後、進行する人口減少・超高齢化社会においても、生活排水処理施設を効率的に管理し、公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続促進や、合併処理浄化槽への転換促進など、生活排水の適正処理の推進により良好な水環境を確保する必要があります。

基本方針

1 生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理

生活環境の改善や公共用水域の水質改善に向け、事業の経済性や地域特性を踏まえた整備手法により、生活排水処理施設を計画的に整備完了するとともに、効率的な運営管理を目指します。

2 し尿・浄化槽汚泥の適正な処理

発生するし尿・浄化槽汚泥の現状を踏まえ、循環型社会の形成に貢献するため、適正に収集運搬し、効果的・効率的な処理方法による適正処理を目指します。

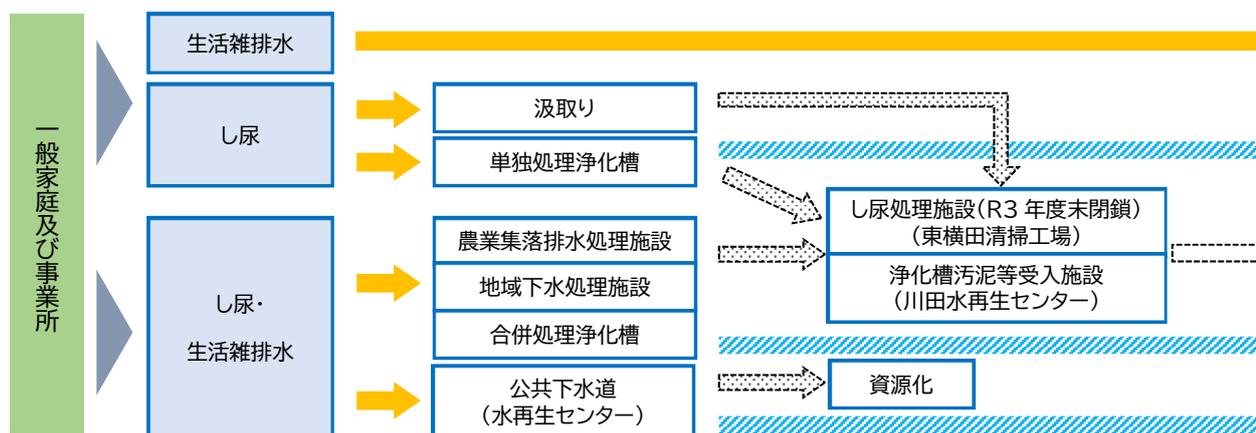
【基本指標 1】生活排水処理人口普及率



【基本指標 2】生活排水処理率



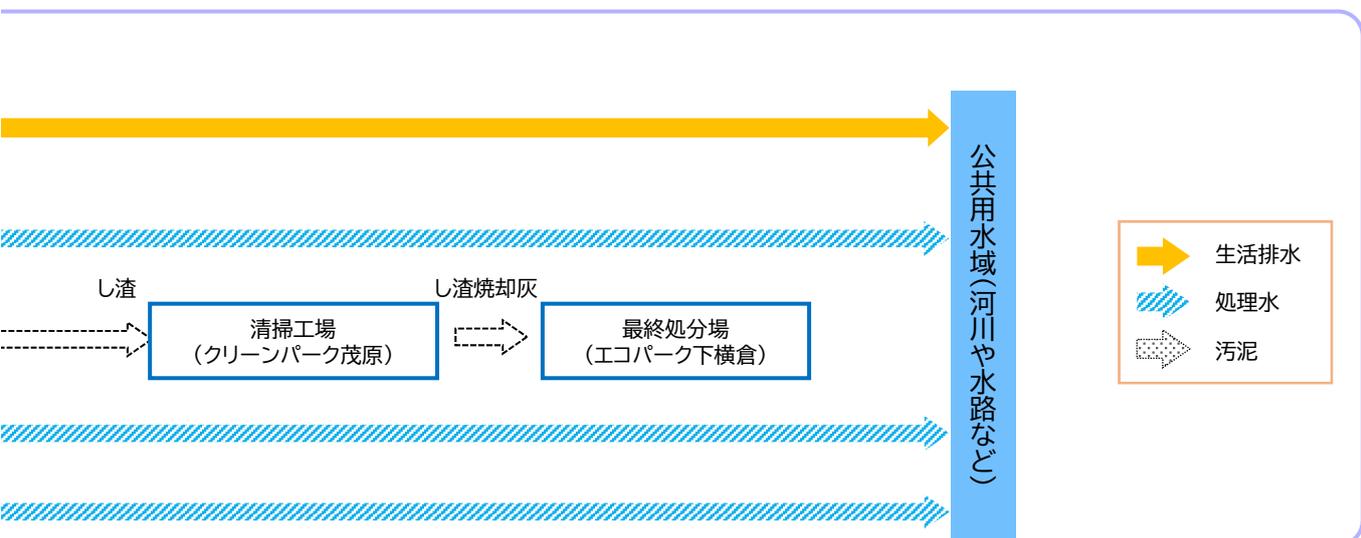
生活排水処理体制



施策体系

2つの基本指標の達成を目指し、生活排水の適正かつ安定した処理と生活排水処理施設の効率的な運営管理を実現するため、2つの基本方針のもと、6つの基本施策を展開します。

	基本施策	施策事業	拡充, 重点内容と取組指標
【基本方針1】生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理	【1-1】生活排水処理施設の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道の整備推進 合併処理浄化槽の整備推進 	<p>継続・重点</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業等との連携による未整備地区の計画的かつ効率的な整備 <p>継続・重点</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置に係る補助制度の継続 戸別訪問などの啓発活動の充実
	【1-2】生活排水処理施設への接続促進	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理施設への接続促進 	<p>生活排水処理人口普及率</p> <p>現状値(R元): 98.7%</p> <p>目標値(R7): 100%</p>
	【1-3】生活排水処理施設の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理施設の統廃合等の推進 合併処理浄化槽の適正管理の推進 	<p>拡充・重点</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理施設の公共下水道への接続による統廃合を推進 設備の更新や修繕による長寿命化を実施 <p>拡充・重点</p> <ul style="list-style-type: none"> 維持管理情報を一元化した浄化槽台帳整備 検査の受検率向上, 浄化槽の維持管理状況に応じた的確な指導の実施
【基本方針2】し尿・浄化槽汚泥の適正な処理	【2-1】安定した収集運搬の推進	<ul style="list-style-type: none"> 安定した収集運搬の実施 	<p>浄化槽法第11条検査受検率</p> <p>現状値(R元): 72.1%</p> <p>目標値(R7): 87.3%</p>
	【2-2】安定した中間処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> 安定した中間処理の実施 	<p>し尿・浄化槽汚泥処理量</p> <p>現状値(R元): 115.8 kL/日</p> <p>目標値(R7): 73.2 kL/日</p>
	【2-3】安定した最終処分場の推進	<ul style="list-style-type: none"> 安定した最終処分場の実施 	<p>し渣焼却灰埋立量</p> <p>現状値(R元): -</p> <p>目標値(R7): 37.4 t</p>



宇都宮市一般廃棄物処理基本計画（概要版）

発行日：令和3年3月

お問い合わせ先

宇都宮市 環境部 ごみ減量課

〒320-8540

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL：028-632-2416

FAX：028-632-3316

E-mail：u0716@city.utsunomiya.tochigi.jp

